

第24期佐世保市農業委員会第37回総会議事録

1 開催日時 令和5年6月27日(火) 13時30分から14時40分

2 開催場所 総合教育センター 中研修室1、2

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 憲市	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 17番 松永 信義(副会長)

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一

事務局次長 小長 賢二

事務局係長 田村 友哉
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第376号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第377号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第378号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第379号議案 農地改良等届について
第380号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第381号議案 農用地利用集積計画（案）について
第382号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請（案）について
第383号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第384号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 非農地通知の発出について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

会 長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第37回総会を開会いたします。本日は副会長が議会に代理出席されておりますので、私が司会も行うことといたします。一、開会。

会 長 今日は梅雨空の真最中ということで、田植え等の農作業も落ち着かれたのではないかと思います。総会にご出席いただきありがとうございます。37回目の総会ということで、第24期としては最後の総会になろうかと思います。スムーズに議事が進行するようご協力いただければと思います。

会 長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は17番 松永信義委員から欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、3番 阿波 茂敏委員、4番 中里 政義委員、補充として6番 浦 清一委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第376号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 1番、宮地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、長畑町の1筆。地目は、登記田、現況畑です。面積は421㎡。転用目的は分家住宅です。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟木造2階建。建築面積85.45㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で宮支所からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは宮支所から南に約420mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.6m。最低0.1m。建物底地は現状のまま利用し、車乗り入れ部分は土を鋤取り、緩やかな傾斜地とし土砂流出を防ぐために土間コンクリート打設及び土留めブロックを設置。日照通風は建物高を6.25m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅に該当します。

2番、相浦、九十九地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、新田町の3筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は3筆合計224㎡。転用目的は資材置場。権利は所有権移転売買。施設は資材置場74㎡、通路85㎡、緩衝地23㎡、余地42㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは上相浦駅から東に約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。整地のみ行う。砕石、砂の周囲は縁石で囲い、隣接水路との間には土留め板を設置する。日照通風は工作物を設けないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

3番、吉井地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉井町立石の12筆。地目は、登記田、畑、現況原野、畑です。面積は12筆合計5,540㎡。転用目的は建売住宅及び共同住宅。権利は所有権移転売買。施設は建売住宅、木造2階建4棟、建築面積各63.76㎡、木造平屋建7棟、建築面積各62.93㎡。共同住宅、木造二階建5棟、建築面積各130.83㎡、木造二階建1棟、建築面積各66.24㎡です。

合計17棟。駐車場677.4㎡。敷地全体面積は併用地含め5,943.56㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で吉井駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは吉井駅から北西に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.3m。切土最高0.85m。申請地は比較的平坦地で、段のつく部分は適正な擁壁を設けて災害のない地区づくりを行う。日照通風は転用後、申請地の周囲に農地はなくなるため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は調整池から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から調整池、河川。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外。

2番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月26日に富川委員と現地を確認してきました。この土地は道路沿いで周辺は以前農地転用許可が出された住宅地の一角となっています。農地としては住宅に囲まれた利用が難しい土地となっていますので、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。申請地の南にまだ農地があり、水路を使っていますので、土留めした部分も定期的に草を刈ってもらって、水路に支障を与えないようにしてもらえれば、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、2番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですが、推進委員からのご意見がありましたので、申請者に対して内容を伝えてもらいたいと思います。では、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。2番の案件について、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 残りの案件につきまして、審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3番 3番阿波です。6月25日に坂口委員と譲渡人と現地を確認しました。先月このすぐ近くを建売住宅地の転用許可申請が出されたところのすぐ側で、県道の山側で住宅が建っている所です。譲渡人の家のすぐ下で、保安全管理中です。譲受人は姪という事で、周辺に影響を及ぼすことはないと見てきました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。委員が言われたとおり、被害防除計画通り工事していただければ、問題ありません。以上です。

議長 続きまして、3番吉井地区。

13番 13番水口です。6月21日に末永委員、申請者、事務局職員、会長と現地を確認いたしました。計画の内容については事務局から説明があった通りです。現地確認では様々な角度から確認を行いました。申請地は国道の横でいずれ宅地化されるだろうと考えていたところでした。周辺の農地は宅地化して、申請地だけが残っていたところで、これまでは利用権設定等で貸借して耕作されていましたが、最近は半分程度が荒れていました。

今回農地部分は全て転用されるため、周辺に農地は残りません。今回現地では、全て宅地化された時に何らかの悪影響がないか、色んな方の意見を聴きながら検討しましたが、さして支障になるようなことは現計画では見受けられず、許可相当との判断をしました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおりであり、他法令に抵触することもないため、計画通りで施工してもらえれば、問題ないものと見てまいりました。

議長 それでは、1番、3番の案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。1番、3番の案件について、許可相当として県に進達いたします。
次に、第377号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第377号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、桑木場町の3筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は合計393㎡です。転用目的は資材置場。権利は、賃借権設定です。施設は、仮設事務所1棟11㎡、資材置場241㎡、駐車場5台、通路及び余地270㎡です。敷地全体面積は併用地含め599㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは三川内小学校から北西に約870mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状の高さのまま利用する。資材置場ではブルーシートを敷き、林木を敷いた上に資材を置く。駐車場部分及び通路部分には、ブルーシートを敷いた上に砕石を敷設して利用。既設道路の出入り口部分は既設側溝にパイプを入れて、砕石で埋め戻して利用。日照通風、建物高を2.8m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水は汲み取り。生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。

農地復元計画書の内容としましては、仮設物撤去後、耕起して農地を復元する。となっております。

1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 この案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4番 4番中里です。6月23日に迎推進委員と貸渡人と現地を確認してきました。申請地は西九州道と農免道路に挟まれた土地で、西九州道の壁面の工事のための資材置場との

ことで問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。今中里委員が報告したとおりです。以前も同様の工事があった業者は違いますが、資材置場として利用されたことがあり問題ないと見受けられました。よろしくをお願いします。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第377号議案について、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、第378号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第378号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について説明いたします。今回の案件について先月意見照会を行うところ、農政課より不備があったため、今月の総会で再度意見照会を行いたいとの申し出があったため今月の総会で上程しております。

1番、佐世保地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、赤木町の8筆。地目は、台帳田及び畑、現況荒地。面積は2,601㎡です。転用目的は、キャンプ場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。

こちらは、障害者支援施設赤木学園付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外でキャンプ場用地です。

以上が農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。

総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1 番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番佐世保地区。

7 番 7 番川口です。5 月 2 2 日に松永委員と事務局職員と現地を確認してきました。申出地周辺は耕作が続けられており、農振除外されるような場所ではないのではないのかと思って見てきました。その後、農政課、事務局職員らと現地で協議を行いました。周辺は田畑があり、キャンプ場として除外する箇所が利用されている農地の真ん中に来るため、農薬散布の際などに問題が起きるのではないかと思います。あと、周辺を含めて棚田となっております。带状の農地です。申出地の半分はこれまで B 判定が出るような荒廃地で、半分は立派な畑でしたが、現在は荒廃地部分にコンボを入れたりして綺麗にしてありました。

また、キャンプ場にしたときに色々な管理上の懸念があります。例えばカラスやごみの問題や、山の田水源地の上流に位置するため、水の問題などです。水の方は環境保全課の方から問題ないとの回答はもらっているようですが、管理者が利用後の確認をしっかりとやって、諸々の問題が生じないようにしてもらわないといけないと思います。

当該地は、市道の突き当りで行き止まりとなっており、後継者も農業関係者ではないため、このままでは荒れていくだけということではありますので、キャンプ場として利用されることもやむを得ないのかとも思いますし、近隣の住民の方も仕方ないのかなと納得はされているようです。以上です。

議 長 この案件については、事務局と農政課で、議案上程する時点で色々協議、検討がなされているのではないかと思います。今川口委員のご意見の中で懸念が示されていますので、事務局からこの懸念を付けて回答する形になると思います。除外については、この場で我々が可否を判断できるものでもありませんし、転用申請までの間に諸々の懸念について整理してもらうために、今出た意見などをまとめて意見として農政課に回答するようにしたいと思いますがいかがでしょうか。では、川口委員の意見の外に、何かご意見等ございませんか。

6 番 6 番浦です。私も川口委員と一緒に現地を見ましたが、農用地の真ん中に位置する場所です。キャンプ場となれば、夏場の利用が多いと思います。田が作られており、夏場は薬の散布をしないと行けないので、よく事業者と協議を行っておかないと、薬の散布でトラブルが起こったり、カラスによるゴミの害などが発生するのではないかと思います。以上です。

議 長 この意見も添えて意見書を調製して回答して、転用までに協議してもらうことになると思います。他にご意見はありませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。そのキャンプ場予定地に向かう市道の幅はどれくらいありますか。

事 務 局 大体2～3 m程度で、車1台分位です。

原 委 員 その道を耕作される方も使われるわけですよ。キャンプ場と言っても、ほとんどは車で来られるでしょうし、色々な交通トラブルも予想されます。

事 務 局 キャンプ場予定地周辺の住民及び町内会長には、おおよその同意を得ておられますが、来月9日に町内全体へ説明会を開くことになっていきますので、そこで町内全体から出た意見に対して事業者がどのように対応するのか、町内全体の総意としてどう考えるかを話し合ってもらう予定となっています。

1 5 番 15番、西尾です。先ほどの川口委員の説明では市道が行き止まりとのことでしたが、市道が通り抜けていけば、一方通行で抜けていけますが、折り返して帰らなければならないのであれば、田の耕作者さんとの交通トラブルも発生しそうです。農薬散布については、それについて、文句は言わせないという取り決めを事業者と結べば良いのですが、交通の面については、そうもいかないのでは、注意が必要だと思います。

3 番 3番、阿波です。私の地区でもキャンプ場建設の話があり、懸念されています。今の話と同様に道路の幅員の話や、農薬散布時の懸念、また利用者のゴミ処理の問題で、実際にハウステンボスの花火の見物客の投棄したゴミを近隣農業者が仕方なく処理するなどの事例もあり、私としては、自分の地区でキャンプ場開設は認められないと考えていますが、このキャンプ場経営というのは、どこかから営業許可を取らないといけないというのはあるのでしょうか。

事 務 局 以前調べたところ、キャンプ場については、常設のテント等を建てて客を泊める場合には、簡易宿泊業の許可が必要になりますが、キャンプ場として利用者がテント泊を行う場合には、特別許可はいらなそうです。ただし、利用者に食事を提供したり、酒類を販売したりする場合には、それぞれの許可が必要にはなるようです。

3 番 わかりました。それと、やはり懸念されるのは、当該地が農用地区域の真ん中にあるというところで、せめて集団の端から使うようにしてもらわないといけないと思います。というのは、仮にこのキャンプ場の経営を断念した場合、別目的で利用され宅地開発等になるということもあり得るため、入口の部分で、周辺の方々にはそういったリスクもよく理解してもらった上で、納得してもらわないと後々のトラブルになるのではないかと

と思います。

議長 ありがとうございます。色々な意見が出ましたので、これらの意見をまとめて、こういった懸念があるという事を意見書で伝えるしか、現時点ではできないのかなと思います。以前、吉井地区では、現にグランピング施設を経営している所の隣にテント泊の為のキャンプ場を開設する申請がありましたが、完全に荒れてしまった状態で残っていくよりは利用された方が地域としても良いのかなという思いもありました。

川口委員が言われたように、このままでは荒れてしまうという事もありますから、地域で話し合って検討してもらわないとならない問題かと思います。今出た意見は、どうなっていますか。

事務局 内容をまとめますと、交通に関するものと、ゴミ、カラス等の利用方法に関するもの、キャンプ場でなくなった後の宅地化等の懸念が上がっています。来月9日に行われる説明会の際、これらの問題についても町内で話し合っていただくように、意見として伝えたいと思います。

議長 では、採決に移ります。1番の案件について、先ほど上がった意見を調製して回答することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。1番の案件について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 次に、第379号議案 農地法改良等届について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第379号議案 農地改良等届について説明いたします。

1番、相浦、九十九地区地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は椎木町の3筆。地目は、登記田、現況飼料畑。農地面積、施工面積は合計1,572㎡です。農地改良を必要とする理由は、野菜等を栽培するには水捌けが悪いため、嵩上げを行い畑として利用する為。

参考事項としまして、こちらは総合グラウンド体育館から東へ約100mの位置にあります。作付計画は野菜等(ゴマ、シソ、葉野菜、ソバ、ハーブ)。作付予定日は令和6年5月31日。工事期間は令和5年7月1日から令和5年12月31日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは最高1.5mとなっております。

土の量は2,250㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。なお、521番5と521番6に関しては、農業経営基盤強化促進法による利用権設定が

なされていましたが、令和5年6月8日付けで合意解約されています。

詳しくは、報告6 農地法第18条第6項の規定による通知についての2番、3番を参照ください。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月26日に富川委員と現地を確認してきました。この地区は水田地域ですが、現在は酪農家さんが、飼料作物を作ってこられました。農地改良して野菜を作られるということで、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。土地改良事業を行った地区の一番端になりますので、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

3 番 2,000m³以上の土量を用いるようですが、参考までに何か他の事業を使って行うものか、自身で行われるのか、わかるようであれば教えてください。

事 務 局 何か事業を使うという話は聞いておりませんので、申請者自身で行う者と思われま。

3 番 わかりました。

議 長 他に何かご意見ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第379号議案について受理することといたします。続きまして、第380号議案 農地法第3条第1項の規定による

事 務 局 はい、第380号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。1番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、重尾町、地目は登記畑、現況畑。面積363m²、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人

の経営状況については記載のとおりです。

本案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。以上です。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 本案件は早岐地区ですので、私から調査結果を報告します。6月25日に久野委員と現地を見てきました。譲受人と譲渡人はいとは同士でして、譲渡人が本家ですがよそに嫁ぎ、現在本家には跡継ぎがないため、分家である譲受人に農地を譲りたいとのことでした。譲受人は水稲とみかんを作っておられまして、何ら問題ないかと思ひ見てきました。

それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。今会長が言われた通り何ら問題なしと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございせんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第380号議案について、許可することといたします。

次に、第381号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第381号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区1件、日宇地区2件、吉井地区1件、世知原地区1件、宇久地区1件、小佐々地区1件の合計9件、所有権の移転は、針尾地区1件、宇久地区1件の計2件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございせんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第381号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第382号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第382号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)につきましては、早岐地区1件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第382号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。
次に、第383号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第383号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区9件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第383号議案は、承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第384号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第384号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、宮地区1件、早岐地区1件、日宇地区1件、中里地区2件、吉井地区1件の合計6件の申し出がありました。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第384号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
それでは、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告
について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告
について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 非農地通知の発出について

報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願

いします。

事務局 【違反転用事案報告について】
【令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（素案）の提示について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第37回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。